## 許可区分:店舗販売業

## 〇事前に届出が必要なもの

	項目	提出書類
1	店舗で新たに特定販売を行う場合	・変更届書 ・特定販売の概要
2	店舗で新たに特定販売のみを行う時 間が生じる場合	
3	店舗の名称の変更	•変更届書
4	相談時及び緊急時の電話番号その他 連絡先の変更	
5	特定販売の実施の有無の変更(有→ 無に変更の場合)	
6	特定販売を行う通信手段の変更	・変更届書 ・特定販売の概要
7	特定販売を行う医薬品の区分の変更	
8	特定販売を行う時間(営業時間のうち 特定販売のみを行う時間がある場合 はその時間)の変更	
9	特定販売の広告に店舗名称と異なる 名称を表示する場合はその名称の変 更	
10	特定販売を行う主たるホームページアドレス及びホームページの構成の概要の変更	
11	特定販売のみを行う時間がある場合 は適切な監督に必要な設備の概要の 変更	

## ○事後に届出が必要なもの

	項目	提出書類
1	許可を受けた者の氏名の変更	法人の場合 ・変更届書 ・登記事項証明書
		個人の場合 ・変更届書 ・戸籍謄本, 戸籍抄本又は戸籍記載事項証 明書
2	許可を受けた者の住所の変更	法人の場合 ・変更届書 ・登記事項証明書
		個人の場合 ・変更届書
3	許可を受けた者が法人であるとき, 責任役員の変更	・変更届書※1 ・登記事項証明書 ・医師の診断書※2
		※1 変更後の役員が「医薬品医療機器等法第5条3号イからトまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するかしないか」を備考欄に記載すること。 ※2 変更後の責任役員が、精神の機能障害により業務を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要。
4	店舗の構造設備の主要部分の変更	・変更届書 ・変更後の店舗の平面図
5	店舗管理者の変更	-変更届書 -使用関係を証する書類 -薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本 -薬務従事証明書,実務経験証明書,業務 従事確認書,実務経験確認書,勤務状況報 告書(※登録販売者が管理者になる場合) →詳細は同ホームページ「管理者要件等に ついて」をご覧ください。
6	店舗管理者の氏名,住所の変更	•変更届書
7	店舗管理者の週当たりの勤務時間数 の変更	・変更届書 ・使用関係を証する書類

8	その他の薬剤師又は登録販売者の変更	・変更届書 ・使用関係を証する書類 ・薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本 (追加になった者のみ)
9	その他の薬剤師又は登録販売者の氏 名の変更	•変更届書
10	その他の薬剤師又は登録販売者の週 当たりの勤務時間数の変更	・変更届書 ・使用関係を証する書類
11	通常の営業日及び営業時間の変更	・変更届書 ※特定販売の届出をしている店舗は、「事前 の届出」となります
12	販売・授与する医薬品の区分の変更	・変更届書等 ※変更する医薬品の区分によって添付 書類が必要。
13	店舗においてあわせ行う他の業務の 種類の変更	•変更届書
14	冷暗貯蔵のための設備又は毒薬の貯 蔵設備の変更	•変更届書